

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月4日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008 ～ 2011

課題番号：20320110

研究課題名（和文）14～20世紀初頭における「朝貢」・「互市」と東アジア世界秩序の変容の研究

研究課題名（英文）A study on tribute and regulated trade from 14th to early 20th century and transformation of world order in East Asia

研究代表者

岩井 茂樹（IWA SHIGEKI）

京都大学・人文科学研究所・教授

研究者番号：40167276

研究成果の概要（和文）：本研究は14世紀から20世紀初頭にいたる東アジア・東南アジア・東北アジアを対象として、「朝貢」と「互市」の概念と実態およびその変遷の過程を明らかにすることを旨とした。広州貿易を「朝貢システム」の一環とする Fairbank や Mancall の論理には問題点があることを指摘し、17世紀以降の東アジアにおいて隔離と管理をともなう貿易制度の形成を重視すべきだという結論を得た。

研究成果の概要（英文）：This research dealing with tribute and trade in East Asia, Southeast Asia and Northeast Asia from 14th century to early 20th century aims to give clear understandings of tribute and trade system, and discusses the process of its transformation. We pointed out that the logical view advocated by Fairbank and Mancall assuming Canton trade as a part of the tribute system of Chinese Empire was inadequate and maintained that the formation of trade institutions with isolation and regulation in East Asia from 17th century should be regarded as important.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	4,300,000	1,290,000	5,590,000
2009年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2010年度	3,100,000	930,000	4,030,000
2011年度	3,300,000	990,000	4,290,000
年度			
総計	14,100,000	4,230,000	18,330,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：東アジア史

1. 研究開始当初の背景

(1) 1960年代、J.K.Faibank、M.Mancallらが提唱した"Tribute system"論は、中国を中心とする東アジアの伝統的世界秩序の構造理論として、今なお有力である。1980年代初頭、我が国の経済史研究では、世界システム論に触発されてアジア貿易圏論が提起され、その中で近代中国の経済史研究者である

濱下武志氏は、通商・金融や移住のネットワーク論を重視して前近代と近代の連続性を強調し、"Tribute system"論を批判すべく「朝貢貿易システム」論・「朝貢システム」論をと考えた。これらは中国史以外の分野において、東アジアの国際関係・貿易関係を説明する際に多用され、大きな影響を与えてきた。

(2) この「朝貢貿易システム」「朝貢システム」論に対しては、岡本隆司が清代の対外関係・貿易関係の実証研究に基づき、批判を行ってきた。近二十年、16世紀から17世紀にかけての政治・社会・経済の変動に対する研究が深化し、そうした変動によって形成された18世紀の東アジア・東南アジア世界についての議論も深まってきた。そして、ミクロな実証研究・マクロな理論研究の蓄積を経て、17世紀後半から18世紀にかけての東アジア・東南アジアについては、岸本美緒などにみられるように、「近世」という総括的な概念で表現されることも多くなってきている。こうした状況の中で、明清史研究の中から岩井茂樹は明清交替期を明代の「朝貢一元体制」から清代の「互市」への転換期とみなした。また、上田信も朝貢から「互市システム」への転換ととらえている。

(3) 以上のような学問的な趨勢を受けて、2007年6月には第52回国際東方学会議においてシンポジウム「朝貢」から「互市」へ（企画：村上衛）が行われ、岩井茂樹が「互市」論の全体像を論じた上で、各地域の朝貢と互市との関係について議論がかわされた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、中国と陸で接する周辺諸国との交渉や、海を隔てた中国の対日本・東南アジア・欧米との貿易など、様々な場における具体的な交流や取引を題材とした実証研究を進め、かかる実証研究に基づきながら、抽象性を高めた議論を行い、「朝貢」と「互市」をめぐる問題を中心に、中国および関係諸国の秩序観念・統治構造・イデオロギー・世界観を解明していく。その際には、東・東南アジア・北東アジア諸国・諸勢力の関係とともに、欧米諸国との関係も考慮に入れる。

(2) 地域的には、中国・日本を中心とする東アジア、中国東北・モンゴル・ロシアを中心とする東北アジア、福建・広東から南シナ海・インド洋にいたる東南アジアを対象とする。題目ではこれらを総称して東アジアというが、その用法は一般と異なっている。そしてこれらの地域を個別的、並列的に研究するのではなく、むしろ積極的に対話を行い、各地域相互の関係・連動を解明する。一方で、とりわけ16世紀以降については、世界規模の変動との関係性も明らかにしていく。

(3) 時期的には、明代初期（14世紀初頭）から近代（20世紀初頭）にいたる時期を取り上げる。この期間を取り上げるのは、明代初期に確立した「朝貢」と、清代初期に成立し、近代に終焉を迎えた体制の問題を考える際には、それだけの時代幅が必要であるからである。そこでは「朝貢」と「互市」の問題と関連させながら、近年、議論されている「近

世」論について検討を進める。同時に、半ば自明視されてきた「近代」という時代も取り上げ、時代区分の議論を深めていく。

3. 研究の方法

(1) 研究は、各研究分担者・協力者の史料に基づく実証研究をベースにしつつ、以下の五つのテーマを柱にして、「朝貢」と「互市」をめぐる諸問題を検討する。また、テーマ別に分かれて検討するのではなく、相互に密接な討論を行う形で行う。

対象	研究者	研究内容
明清中国	岩井茂樹 檀上寛 岸本美緒	明清時代を通じた「朝貢」と「互市」の全体像の検討。明代初期における「朝貢」と「海禁」の問題の検討。中国の対外的な関係について、経済的な側面も含めて検討。
日本	松井洋子	長崎における幕府の対外関係の論理の検討。
東南アジア	黒田景子	マレー半島のシャム湾沿岸における華人港市国家と「朝貢」・「互市」の問題の検討。
東北アジア	柳澤明 杉山清彦	清朝とロシアとの外交・通商関係と「朝貢」・「互市」の問題 清朝成立期の体制
開港期以降	岡本隆司 村上衛	対外関係と通商・海関をめぐる問題。 19世紀以降の中国東南沿海の変動と「互市」の問題。

(2) 史料収集については、京都大学人文科学研究所の漢籍史料を一つの中心としつつ、国内において入手可能な史料の収集と分析を進める。同時に、海外の関連する史料についての調査を行う。中国・北京の第一歴史档案馆および台北の故宮博物院の漢文・満文史料、アメリカのThe National Archives・イギリスのThe National Archives・ロシアの外務省文書館の欧文外交史料が中心となる。

4. 研究成果

(1) 騒擾と交易

16世紀中期からのおよそ百年間、中国の周辺では軍事衝突や騒擾が多発した。注目すべ

きことは、それらの多くが「通貢互市」に起因したことである。「通貢」とは朝貢という皇帝儀礼にもとづく君主間の関係を中国とのあいだに結ぶことであり、「互市」とは国家管理の貿易のことであった。14世紀後半に中国は「通貢」と「互市」を一体化する諸制度をつくった。その意図は中国皇帝を頂点におく通交秩序を確立することにあつた。意図に反してこれに起因する衝突と騷擾とが帝国を揺さぶるようになったのは、16世紀中期からの東アジア・東南アジアにひろがる商業ブームと、中国の自己中心的な諸制度と間に不可避の摩擦が生じたことによる。

こうした「通貢互市」に起因する紛争の時代を経験したことは、東アジア諸国の外交と貿易にどのような変化をもたらしたのであろうか。管理と隔離という属性に着目しつつ、近世東アジア諸地域間の通交制度について、その共通性と差異とを分析の対象とする。

(2) 朝貢体制の構築と独占の脆弱性

① 皇帝への儀礼的臣従と利益の交換

朝貢した国の多くは明の支配を受けていたわけではない。帰順する意志をもって朝貢した国はほとんどなかった。では、なぜ皇帝にたいして臣従の礼を執り、朝貢の使節を派遣したのか。動機は様々であるが、二つの類型を抽出することが可能である。

中国と疆域を接する国々は、大帝国たる中国からの脅威に曝されていた。中国の皇帝が「天下」=世界を統治すべき「天子」であること承認し、儀礼的な君臣関係を結べば、帝国の覇権のもとに平和を維持することが期待できた。こうした国々にとって、朝貢関係は相互安全保障の枠組みとして機能したわけである。近隣の国々にとって、中国との絶交や対立抗争を避けようとするれば、朝貢は現実的な政策選択であった。これが第一の類型である。

中国の脅威を受けない遠方の国々、あるいは中国と対等である事を主張する国々にとっては事情が異なる。朝貢が中国皇帝への臣従を表明するだけのものではあれば、他国の君主はそれを不必要、むしろ好ましくないと考えたであろう。しかし、儀礼的な君臣関係樹立に附随して政治的あるいは経済的な利益供与が期待できるのであれば、中国との朝貢関係に入ることが選択肢の一つとなった。これが第二の類型である。

安全保障のために朝貢を選択した国として朝鮮やベトナムなどを挙げることができる。これらの国も朝貢にもなつて中国の物産や文化を獲得する機会を得たという事実を考慮するならば、第二の類型が普遍的なものであり、第一の類型はその部分集合であると見るのが適切だろう。

いずれにしても、朝貢関係は主体と客体の

あいだの政治的経済的な利益の交換によって成立していた。主体たる中国側が得る利益は、「天子」「天朝」たることの立証に尽きる。これによって華と夷とのあいだにあるべき秩序を儀礼の場において現実化した。異域の物産は貢ぎ物として得なくとも、他に獲得する手段はあつたはずである。使節の朝見にさいして貢献と回賜が行なわれたのは、それが支配を象徴する行為だったからである。貢ぎ物の献納が貿易を許可するうえで必要な前提であつたという学説は的を外している。

② 朝貢への誘導——威圧と独占

何故に遠方の諸国までもが明にたいして朝貢をしたのか。それは、明が朝貢と貿易とを不可分とする政策を実施したからである。朝貢をしなければ中国との貿易を許さない。外国の国王が派遣する朝貢使節団だけが貢ぎ物と下賜品との交換、および附帯貨物の貿易をすることができる。中国の民間商人が貿易のために外国へ渡航することは許さない。

宋や元の時代には「市舶司」が民間貿易を管理し徴税する機能をもっていたが、明の市舶司は機能転換して、朝貢使節を受け入れて附帯貨物を買上げるのみとなった。このように朝貢に一元化された通交の制度があつたために、14世紀後半から16世紀初頭まで、中国と貿易することを願う諸国の君主は、朝貢をつうじて皇帝と擬制的な君臣関係を取り結ぶことを強いられた。

「天子」の教化に預かることなく、中国からの脅威を受けない大多数の「蕃夷諸国」の君主が、中国の礼制や道理に翼賛する必要性を感じるはずがない。中国が礼制や道理を実現するためには、上に述べたような政治的圧力や誘導手段が必須であつた。

永楽帝(在位:1402~1424年)が始めた「南海遠征」が官営貿易の拡大を目的の一つとしていたことは確かであろう。マラッカ海峡はインド洋と東南アジア島嶼部を結ぶ回廊であつた。艦隊を率いたムスリム鄭和とその後継者は、マラッカやスマトラ島の港市に「官廠」を設置した。これは倉庫などを備えた官営の貿易拠点である。その一方で「南海遠征」の大艦隊はインド洋沿岸や東南アジア地域から多くの朝貢使節を招致した。使節の多くは中国側の艦船に載ったり、艦隊に同行したりして来朝することが多かつた。武装艦隊による威圧や利益誘導が朝貢使節の招徠成功の要因であつた。艦船建造など莫大な経費を必要とする官営貿易が、つねに利潤を生むことは期待できなかつた。後継の皇帝が艦隊派遣を停止し、いっさいの記録を廃棄させたのはそれが大きな経済的損失をもたらしたという判断からであつた。艦隊派遣の主たる目的、そして最大の成果は朝貢関係の拡大にあつた。

③ 独占協約としての朝貢貿易

明は「下海通番の禁」を厳格に執行しようとした。この政策は沿岸部の治安を維持すること、および貿易の利益と海外との繋がりによって朝廷の敵となりかねない勢力を排除することを目的とした。朝貢関係の拡大をめざす政策と直接に連動したものではなかった。しかし、「下海通番の禁」によって中国の民間商船の貿易活動が抑止されると、中国の商品にたいする欲求が高い地域では、明が用意した朝貢制度の枠組みに従うことへの圧力が高まった。1402年、足利義満が「臣と称して」表文を送り、日本国王に冊封される道を選択したのは、その一例である。

内陸を経由する貿易についても、明は朝貢を貿易の前提条件とした。モンゴル系の集団のうち、オイラトには朝貢とキャラバン貿易を認めたが、元朝の大カーンの末裔が統率する集団（北元）とは敵対政策をとり、貿易を許さなかった。西部辺境での茶馬貿易や北東部のウリヤンハン三衛や海西、建州などジュシェン諸衛の馬市についても、明に服属して受職し、従順である君長だけが交易を許された。ジュシェン人であっても受職朝貢の対象でない集団は「野人」と呼ばれて対中国貿易から排除された。

外国の商人であれ、中国の商人であれ、民間人が国境を越えた交易に従事することは禁止され、馬市（内陸の関門）と市舶司（沿海の港口）とにおいて、朝貢に附随する貿易だけがおこなわれた。民間の商人は従属的な役割に甘んじ、官が直接に買売に関与することが広がった。輸出入にさいしては、商品の一定割合を官が税として「抽分」した。課税済みの貨物も官が買い上げを原則とし、不要や低質と判断されたものだけが自由売買を認められた。「抽分」や買い上げによって入手した商品が官営商業の流動資本となる。民間商人は概ね二次的な取り引きに従事するか、特権を得て辺境の馬市や北京の会同館で取り引きをする立場に置かれた。朝貢する蕃夷諸国の側では、皇帝から受職して敕書を保持する君長や、朝貢を認められた君主の使節だけが貿易をおこなう。

つまり明の朝貢体制は、双方における貿易独占を志向していたことになる。馬市や朝貢貿易という枠組みが明が用意したことによって、独占を有利とする君主・君長は明との朝貢関係を保つ意欲をもったであろう。貿易と朝貢とを不可分のものとした明の朝貢体制は、王権間の政治的協約にもとづく貿易独占の仕組みを有力な支柱としていた。

(2) 「通貢互市」をめぐる衝突と動乱

① 朝貢体制の危うさ

14世紀後半以降に明の朝貢体制が出現す

るのは、朝貢と貿易とを不可分のものとする明の政策複合と外交貿易におよぶ活潑な軍事行動とがあったからである。利益誘導と威圧とが効力を発揮しなければ、「天子」を頂点とする求心的な朝貢体制は出現しなかった。それを護るためには巧みな政策と実力行使が必要であった。

このようにして構築された明の朝貢体制は、理念の面では鞏固であるが、現実の通交の枠組みとしては脆弱であった。1430年代に「南海遠征」が停止するとインド洋からの来使はほぼ途絶し、南シナ海方面からの朝貢国も減少した。海外諸国のうち定期的に遣使するのはマラッカやタイ（暹羅）、琉球、日本など、貿易目的の朝貢国に限られていく。上で明らかにしたように朝貢貿易とは皇帝と諸国の君主とのあいだの協約にもとづく貿易独占の一形態であるから、中国の民間商人が禁を犯して対外貿易に乗りだせば独占は崩れる。また、外からの密輸がひろがれば、独占の競争相手となる。海路においては「下海通番の禁」、陸路においては関門の禁があり、沿海や沿辺には軍隊が厚く配備されていた。朝貢国から商人や地方勢力が貢使を騙って貿易することを排除するために、国王印のある「表文」のほか、勘合文書を発給して照合する制度が創始された。北部辺境では受職の証したる「敕書」が貿易許可証を兼ねた。これらは独占を保証する制度である。諸国の王権は朝貢による貿易の独占を利としたに違いないが、その実力が低下すれば独占を掘り崩そうとする勢力を抑えることは難しくなる。法制と実力行使が独占を支え、独占が朝貢体制を支えていた。独占という仕組みはつねに挑戦を受ける。まつろわぬ民を内外に抱える中国において、海禁や関門の禁という不自由な制度が長続きするはずがない。

広州では朝貢と関係のない民間の貿易船を課税の対象として事実上公認する仕組みが1530年までに確立した。歴史的な対外貿易の拠点であった福建省南部では禁令を無視する私貿易が拡大したが、1540年代からは日本貿易への進出が顕著となった。北辺においてはアルタン配下の右翼モンゴルが「通貢互市」を求め、その軍事的圧力に曝された大同鎮の辺軍が密輸を懐柔の手段とするようになったのは同じ頃であった。

② 「北虜南倭」とその後

嘉靖期（1522-1566年）の朝廷は弥縫策をゆるさず、「下海通番の禁」と「関門の禁」との徹底を志向した。同時代の記録から窺えるのは、世宗嘉靖帝が強硬策を主導したことである。

ポルトガル人の来航や1530年代からの日本銀増産など、外の状況が変化しつつある時に、朝貢体制の引き締めをはかる政策が採用

されたことは興味深い。世宗嘉靖帝の言動からは、逆流の砥柱たらしめる強い意志が感じられる。朝貢以外の外交通商はないという法的な原則が再確認され、軍事力をもって違反行為を抑えこむ政策が実施された。朝貢体制の弛緩という潮流にたいする嘉靖期の反動政策、16世紀中葉の「北虜南倭」の激発を招いたのはこの政策であった。

広州における事実上の互市の制度の確立、漳州における民間商船の出海貿易公認、右翼モンゴルの封貢にもなる互市場の開設、浙江地域から日本への「通番」の黙認など、貿易についての調整政策が奏効して動乱は沈静化した。しかし、貿易ブームのなかで成長した商業-軍事集団の活動が新たな動乱の要因となった。清の開祖ヌルハチの創業は人参、毛皮など辺外商品の貿易に立脚し、東南沿岸において反清活動をつづけた鄭氏の勢力は東南アジアから日本におよぶ海上貿易によって支えられていた。清の朝廷は鄭氏の活動を封じこめるために、明代の朝貢一元の政策を復活強化したことは興味深い。

③ 清代の互市へ

権力者の意図如何にかかわらず、朝貢体制は貿易を阻害し、期待できる税収を失なわせる点で、中国にとって不経済であったが、朝貢国を失うことは天子としての正統性を傷つけかねなかった。また、脅威の種である日本、ポルトガル、オランダなど諸外国の活動に規制を加える必要がある。さらには、貿易のため海外に進出する中国人が現地の勢力と結びついて中国に矢を引くことはつねに懸念された。1683年に海禁令を撤廃した後、江蘇（江南）、浙江、福建、広東における互市の制度を展開していくなかで、清の朝廷は独占と制限の撤廃をもたらす可能性をもつ危機に対処することを求められた。

疆域を接する諸国との相互安全保障の仕組みとして、朝貢制度には利用価値がある。また中華の統治者としての正統性を主張するためには、華夷秩序の理念、および天子のもとに万国が来朝するという形象を放棄することは許されない。しかし、朝貢と貿易とを分離する政策を選択したために、明のように貿易への参入を誘因として朝貢を促すことは不可能であった。{*琉球や朝鮮のように国王による貿易独占を維持できた国、あるいは暹羅のように、海関で課税される民間商船と並行して免税特権を与えられる朝貢の船団を送りつづけた国にとって、朝貢貿易はその魅力を失わなかった。ただし、清代においてこれらむしろ例外的な関係であり、朝貢貿易を一般化することは誤りである。}

また、清の朝廷では、天朝を尊崇する蕃夷諸国、天子に臣従する諸国の君王などという理念の世界像と国際関係の現実との乖離が

強く意識されていた。1693年（康熙32年）、ロシアの使節と儀礼問題についての紛糾を体験した聖祖康熙帝の発した嘆概が記録されている。「外藩の朝貢に至っては、盛事に属するけれども、恐らくは、伝えて後世に至れば、これに因って反って事端を生じることもある」。朝貢という通交の枠組みがかえって危害をもたらすかもしれないという危機感である。

上述のような複雑な利害状況および歴史の経緯について、清の朝廷は透徹した認識をもっていた。筆者の理解によれば、この認識にもとづいて清は次のような通交政策を選択した。

- a) 地方の官府と海関が「船照」を発給するなどの制度のもとに、中国商船の出海貿易を開放する。
- b) 海関による船舶検査および課税の制度のもとに、諸外国の商船による貿易を開放する。
- c) 明代以来の朝貢国との関係は継続するが、朝貢関係を積極的に拡大することは求めない。
- d) 皇帝儀礼としての朝貢の制度を維持する。
- e) 朝貢せず、貿易のみをおこなう諸外国との関係を許諾なしに、つまり自由に受け容れる。
- f) 君主間関係、および国権を代表する官僚や使節が直接に交渉するような関係を持つことを避ける。
- g) 諸外国の商人などの行動を管理し、中国人社会との接触をできるだけ疎隔する。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計18件）

① IWAI Shigeki, International Society after "The Transformation from Civilized to Barbarian", Sino-Japanese Studies, 査読無, Vol 19, 2012, 1-22, <http://chinajapan.org/articles/index.php/sjs/article/view/28>

② 岩井茂樹, 清朝的國家、商人和海外華人——關於信牌問題 and 南洋海禁案, 『日本東方學』第2輯, 中華書局, 査読有, 2012, 177-198

③ 壇上寛, 明代朝貢体制下の冊封の意味——日本国王源道義と琉球中山王察度の場合——, 『史窓』68, 査読有, 2011, 163~186

④ 岩井茂樹, 清代中期の国際交易と海防——信牌問題と南洋海禁案から, 井上徹編『海域交流と政治権力の対応』（東アジア海域叢書2）, 汲古書院, 査読有, 2011, 189-218

⑤ 岩井茂樹, 「華夷変態」後の国際関係, 『日本の対外関係 6 近世的世界の成熟』吉川弘文館, 査読無, 2010, 44-68

- ⑥ 岩井茂樹, 朝貢と互市, 『東アジア近現代通史 1 東アジア世界の近代 一九世紀』岩波書店, 査読無, 2010, 134-153
- ⑦ 村上衛, 清末中国沿海の変動と制度の再編, 『1 東アジア世界の近代 一九世紀』, 岩波書店, 査読無, 2010, 318-335
- ⑧ 檀上寛, 明朝の対外政策と東アジアの国際秩序——朝貢体制の構造的理解に向けて, 『史林』92-4, 査読有, 2009, 1~35
- ⑨ 村上衛, 沿海社会と経済秩序の変容, 『シリーズ 20 世紀中国史 1 中華世界と近代』, 東京大学出版会, 査読無, 2009, 81-100
- ⑩ 村上衛, 清末廈門における英籍華人問題, 森時彦編『20 世紀中国の社会システム』, 京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター, 査読無, 2009, 143-186
- ⑪ 岸本美緒, 「中国」の抬頭——明末の文章書式に見る国家意識の一側面——, 『東方学』118, 査読有, 2009, 1-21.
- ⑫ 岩井茂樹, 广州与长崎 清廷透视中的互市与海外华人, Evert Groenendijk, Cynthia Viallé, Leonard Bulussé, Canton and Nagasaki Compared 1730-1830 Dutch, Chinese, Japanese Relations, Institute for the History of European Expansion, 査読有, Leiden, 2009, 29-43
- ⑬ 岩井茂樹, 帝国と互市——16-18 世紀東アジアの通交, 籠谷直人・脇村孝平編『帝国とネットワーク——長期の 19 世紀』, 世界思想社, 査読無, 2009, 30-59
- ⑭ 村上衛, 閩南商人の転換——19 世紀末、廈門におけるアヘン課税問題, 籠谷直人・脇村孝平編『帝国とアジア・ネットワーク』, 世界思想社, 査読無, 2009, 60-87
- ⑮ 岩井茂樹, 漢人と中国にとっての清朝、マンジュ, 岡田英弘編『清朝とは何か』(別冊『環』16), 藤原書店, 査読無, 2009, 94-107
- ⑯ 村上衛, 19 世紀中葉廈門における苦力貿易の盛衰, 『史学雑誌』118-12, 査読有, 2009, 1-37
- ⑰ 村上衛, 清末廈門貿易結構の変動与華商ネットワーク, 廖亦陽・劉宏編『錯綜於市場・社会与国家之間——東亜口岸城市的華商与亜洲区域ネットワーク』, 南洋理工大学中華語言文化中心, 査読無, 2008, 107-134
- ⑱ 岩井茂樹著 伍躍訳, 明代中國的禮制霸權主義與東亞の國際秩序, 『日本中国史研究年刊 二〇〇六年度』, 上海古籍出版社, 査読有, 2008, 230-266

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 4 件)

- ①岡本隆司, ウェッジ, 『ラザフォード・オルコック 東アジアと大英帝国』, 2012, 256
- ②岡本隆司, 岩波書店, 『李鴻章 東アジア

の近代』(岩波新書 新赤版 1340), 2011, 238

- ③岡本隆司, 講談社, 『中国「反日」の源流』(講談社選書メチエ 489), 2011, 250
- ④岡本隆司, 講談社, 『世界のなかの日清韓関係史 交隣と属国、自主と独立』(講談社選書メチエ 420) 2008, 204

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩井 茂樹 (IWAI SHIGEKI)
京都大学人文科学研究所・教授
研究者番号: 40167276

(2) 研究分担者

檀上 寛 (DANJO HIROSHI)
京都女子大学・文学部・教授
研究者番号: 60163721

岸本 美緒 (KISHIMOTO MIO)
お茶の水女子大・人間文化創成科学研究科・教授

研究者番号: 80126135

松井 洋子 (MATSUI YOKO)
東京大学・史料編纂所・教授
研究者番号: 00181686

黒田 景子 (KURODA KEIKO)
鹿児島大学・法文学部・教授
研究者番号: 20253916

柳澤 明 (YANAGISAWA AKIRA)
早稲田大学・文学学術院・教授
研究者番号: 50220182

杉山 清彦
東京大学・総合文化研究科・准教授
研究者番号: 80379213

岡本 隆司 (OKAMOTO TAKASHI)
京都府立大学・文学部・准教授
研究者番号: 70260742

村上 衛 (MURAKAMI EI)
京都大学・人文科学研究所・准教授
研究者番号: 50346053

(3) 連携研究者

()

研究者番号: